



## 令和6年11月1日施行 道路交通法改正 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されます



自転車の運転中における携帯電話使用等（いわゆる「ながらスマホ」）及び自転車の酒気帯び運転等の罰則規定が整備されます。

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう！

### ◆◆自転車運転中の携帯電話の使用等◆◆

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為

（※停止中の操作は対象外）



違反者は…

**6月以下の懲役  
又は  
10万円以下の罰金**

実際に交通の危険を生じさせた場合…

**1年以下の懲役  
又は  
30万円以下の罰金**

### ◆◆酒気帯び運転及び幫助◆◆

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車を提供する行為



酒気帯び運転をした者は…

**3年以下の懲役  
又は  
50万円以下の罰金**

自転車の提供者は…

**3年以下の懲役  
又は  
50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は…

**2年以下の懲役  
又は  
30万円以下の罰金**

「運転中の携帯電話使用等」、「酒気帯び運転」は  
自転車運転者講習制度の対象になります。

## 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。 ※受講命令違反 5万円以下の罰金

**危険行為**

信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

